



愛知県の最低賃金



地域別最低賃金

● 愛知県最低賃金

パートやアルバイトなどを含め愛知県内で働くすべての方々に適用されます。

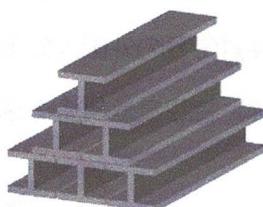
なお、特定最低賃金がある場合は、両方の最低賃金が適用され、高いほうの最低賃金額以上を支払わなければなりません。

令和5年10月1日から
時間額

1,027円

特定最低賃金

- 製鉄業
- 製鋼・製鋼圧延業
- 鋼材製造業
(表面処理鋼材を除く。)



上記産業で働く方々に適用されます。

令和5年12月16日から
時間額

1,059円

● 輸送用機械器具製造業

建設用ショベルトラック製造業
を含む。船舶製造・修理業、船
用機関製造業及び自転車・同部
分品製造業を除く。



上記産業で働く方々に適用されます。

令和5年12月16日から
時間額

1,028円

業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金
(事業場内最低賃金) の引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。



業務改善助成金 検索
タスケくん

- 業務改善助成金制度の利用のご相談（無料）
愛知働き方改革推進支援センター（令和5年度）
電話 0120-006-802
- 業務改善助成金の申請・支給の窓口
愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）
電話 052-857-0313

業務改善助成金センター

0120-366-440

（受付時間 平日8：30～17：15）

労働基準監督署
ハローワーク



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知労働局

愛知県

特定最低賃金適用業種

特定最低賃金の適用業種は、平成25年10月改定の総務省日本標準産業分類によって定められています。

製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業

- (1)E221 製鉄業
- (2)E222 製鋼・製鋼圧延業
- (3)E223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
- (4)E220 (1)から(3)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- (5)L7282

輸送用機械器具製造業

- (1)E31 輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業、船用機器製造業、自転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
- (2)E2621 建設用ショベルトラック製造業
- (3)E260 (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- (4)L7282

特定最低賃金適用労働者の範囲

上記産業に属する事業場で働く労働者（技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。）に適用されます。

ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、「愛知県最低賃金」が適用されます。

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- 3 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者
- 4 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者
 - ①製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
軽易な運搬の業務に主として従事する者
 - ②輸送用機械器具製造業
手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者

『染色整理業』、『はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業』、『計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業』、『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』、『各種商品小売業』、『自動車部分品・附属品小売業』、『自動車(新車)小売業』は、**愛知県最低賃金 1,027 円**が適用されます。

最低賃金の留意事項

1. 最低賃金（愛知県最低賃金、特定最低賃金）は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域（特定）最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
2. 賃金が時間給以外（月給・日給等）で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
3. 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）③時間外労働・休日労働に対する賃金④深夜労働に対する割増賃金⑤精勤手当、通勤手当及び家族手当
4. 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認！

最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金制度 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等
を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

